

税の作文・標語
東庄中から6人入賞

中学生を対象とした租税教育の一環として
募集される税の作文・標語で、東庄中学校の
6人の作品が入賞しました。

作文
「私たちの社会を支える税金」
東庄町長賞 林 咲羽さん
香取地区教育委員会連絡協議会長賞 小野寺 宙さん
「税が暮らしを整える」
公益社団法人 佐原法人会会長賞 押山 歩仁さん
標語
税金は みんなの今を 創ってる
優秀賞 菅谷 舞さん
税金は みんなを支える 源に
佳作 豊永 拓海さん
税金で みんなが笑顔に 暮らせる町
佳作 高木 はなさん

入賞した作品は、役場町民ホールで展示しています。

第76回人権週間 12月4日～10日

「誰か」のことじゃない。
あなたの人権は守られていますか。
他人の人権を侵していませんか。

この機会に人権についてもう一度考えてみてはいかがでしょうか。
これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また、子どものいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、下記法務局などへ遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。
また、電話による相談も行っておりますので、お気軽にお電話ください。

千葉地方法務局香取支局 ☎52-3391
全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
子どもの人権110番 ☎0120-007-110

◆町人権行政合同相談
人権週間特設相談 12月2日(月) 13:00～15:00
毎月の相談日 第3月曜日 13:30～15:30
※いずれも町公民館で実施します。

10月～12月
県下一斉滞納整理強化期間

納め忘れていた税金はありませんか

私たちが利用する公園・学校などの公共施設、教育・警察といった公共サービスなどは、皆さんが納めている税金で支えられています。多くの方は納期限までに納税されていますが、残念ながら一部の方が滞納している状況です。そこで県では、県内全54市町村とともに「県下一斉滞納整理強化期間」を設け、滞納整理に取り組みます。

◆県税についての問い合わせは
各県税事務所または県税務課へ
県税務課 ☎043-223-2127

各県税事務所の
連絡先はこちら▶

年末年始のコンビニ交付

12月29日(日)～令和7年1月3日(金)
は証明書のコンビニ交付サービス(住民票、
印鑑証明書、課税(非課税)証明書)を休止
します。
ご理解、ご協力をお願いします。

町ホームページ▶

住民票・印鑑証明
町民課 町民係 ☎86-6070

課税・非課税証明
町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

マイナンバー
カードの窓口

マイナンバーカードに関する
Q&Aにお答えします

Q マイナンバーカードは何年使えるの？
A カードの有効期限は10年です。(発行日から10
回目の誕生日まで)※18歳未満の方は5年です。
(発行日から5回目の誕生日まで)
カード自体の有効期限が切れてしまうと、本人
確認書類として使えなくなります。

Q 電子証明書の更新とは？
A カードの安全性を高めるため5年ごとに更新が
必要です。電子証明書の有効期限は発行日から5
回目の誕生日までです。電子証明書の有効期限が
過ぎるとコンビニ交付などの利用ができなくなり
ます。

Q マイナンバーカードをなくしたらどうなるの？
A カードには個人情報記載されています。大切
に保管をお願いします。不正にカードを利用しよう
とするとICチップが壊れる仕組みになっています。

なくしてしまったら
①マイナンバーカード総合フリーダイヤル連絡
☎0120-95-0178 カードの継続の一時停止
②外出先で紛失した場合
最寄りの警察署に遺失届を出し遺失番号をもらう
③役場で再発行手続き
ご本人確認書類をお持ちください

Q 保険証として利用するには？
A マイナンバーカードを保険証として登録する必要があり
ます。
利用登録の方法は、「マイナポータル」や、一部の医療機
関・薬局のマイナ保険証の読み取り機で登録ができます。

Q マイナンバーカードを作りたいけど
申請書がなく申請方法が分からない
A 申請書は役場で発行が可能です。
申請方法についてはお問い合わせください。

Q マイナンバーカード窓口について
A マイナンバーカード作成サポート・カード受取(予約優先)
電子証明書の更新(予約優先)
暗証番号の再設定・保険証や公金受取口座の利用登録

受付日	受付時間	
月・火・木・金	9:00～11:30	13:00～16:30
水	9:00～11:30	13:00～18:30
休日臨時窓口	9:00～12:00 12/21(土)・1/26(日)・2/23(日)・3/23(日)	

(予約受付 平日8:30～17:15)

町民課 町民係 ☎86-6070

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでのどおりの医療を、あなたに。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合は、必要な方に有効期限を迎える前に資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 申請不要で資格確認書をお届けします。
※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方、障害をお持ちの方など) 申請いただくことで資格確認書をお届けします。

▲さらに詳しい情報はこちら
政府広報オンライン
[2024年12月2日マイナ保険証を
基本とする仕組みへ]

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。